

令和 5 年度

交野市国民健康保険の保健指導事業等及び

交野市後期高齢者医療保険の保健指導事業等の

業務委託事業者選定に関する公募型企画提案（プロポーザル）募集要領

1. 目的

これらの事業は、交野市国民健康保険加入者及び交野市後期高齢者医療保険加入者を対象に、生活習慣病予防や介護予防の向上及び健康意識の向上を図るとともに、健診結果やレセプトにより保健指導が必要な者に対し保健指導を実施する。

本事業の実施については、民間の専門的知識やノウハウなどを活用し優れた提案を得るため、公募型企画提案（プロポーザル）方法により受託事業者を決定する。

2. 業務の概要

(1) 事業名・業務内容（別添仕様書）・業者数・提案上限額

業務内容等（仕様書において定める）		仕様書	業者	提案上限額
交野市国民健康保険の保健指導事業				
①	糖尿病性腎症重症化予防事業	仕様書 1	1 者	425 万円
②	生活習慣病重症化予防における保健指導事業	仕様書 2	1 者	440 万円
③	ICT 活用型特定保健指導事業	仕様書 3	1 者	積極的支援 39,000 円/1 件 動機付け支援 17,500 円/1 件
交野市国民健康保険の保健指導事業及び交野市後期高齢者医療保険の保健指導事業				
④	国民健康保険重複多剤服薬予防事業及び服薬治療中断者への支援事業	仕様書 4	④⑤ 併せ 1 者	455 万円
⑤	後期高齢者医療保険重複服薬予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防対象者選定	仕様書 5		175 万円

(2) 業務の実施期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(3) 委託料の支払い

全て業務が終了後、その内容について市の点検を受けた後、請求する。

3. 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けていないこと。
- (5) 貴社役員等が交野市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 31 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 「プライバシーマーク」または「ISMS 認証」を取得していること。

4. スケジュール

1	募集要項等の公開	令和 5 年 1 月 16 日(月)～令和 5 年 2 月 6 日(月)
2	質問の受付	令和 5 年 1 月 23 日(月) 17 時まで
3	質問の回答	令和 5 年 1 月 30 日(月)
4	応募書類提出期間	令和 5 年 2 月 7 日(火) 16 時必着
5	一次審査(書類選考)	令和 5 年 2 月 28 日(火)
6	第一次審査結果通知	令和 5 年 3 月 1 日(水)
7	二次審査(プレゼンテーション等)	令和 5 年 3 月 22 日(水)もしくは 令和 5 年 3 月 24 日(金)
8	選定結果通知発送	令和 5 年 3 月 27 日(月)
9	委託契約の締結	令和 5 年 4 月 3 日(月)

5. 応募手続き等

- (1) 企画提案書等の提出

① 以下の書類(a.～e.)は、各 1 部作成し提出すること

	様式名	様式	提出部数
a.	参加表明書	様式 1	1 部
b.	誓約書	様式 2	
c.	機密保持に関する覚書	様式 3	
d.	「プライバシーマーク」または「ISMS 認証」の 取得を証すもの ※取得証のコピー可	任意様式	
e.	一次審査要約表	様式 4	

- ② 以下の書類（f.～l.）は、一冊にまとめたうえで通し番号をつけ、各一部ずつホッチキスやクリップ等で留めること。

	様式名	様式	提出部数
f.	業務実績調書	様式 5	9 部 (正 1 部・写 8 部)
g.	実施体制調書	様式 6	
h.	企画提案書	様式 7	
i.	貴社の創意工夫による強調点（アピール）	様式 8	
j.	作業スケジュール	任意様式	
k.	見積書及び内訳書	任意様式	
l.	会社概要	任意様式	

- ③ 以下の書類は、必要に応じて提出すること。

	様式名	様式	提出部数
m.	質問書	様式 9	1 部
n.	辞退届	様式 1 0	

- (2) 提出期間

令和 5 年 1 月 16 日（月）から 令和 5 年 2 月 7 日（火）

（ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く）

- (3) 受付時間

9 時から 16 時

- (4) 提出方法

持参または郵送：令和 5 年 2 月 7 日 16 時まで**に必着**

（郵送の場合、追跡システム（問い合わせシステム）があるものに限る）

- (5) 提出先

交野市市民部医療保険課（交野市役所本館 1 階）

6. 質問の受付及び回答

実施要項、提案書等の作成又は提出に関して質問がある場合は、質問書（様式 9）を使用し、以下の要領で提出すること。

- (1) 提出期限

令和 5 年 1 月 23 日（月） 17 時まで

- (2) 提出方法

質問書（様式 9）に記入し、次のメールアドレスに送信したうえで、電話連絡をすること。

※電子メールによる質問のみ受け付ける。

E-mail：hoken@city.katano.osaka.jp

- (3) 回答

令和 5 年 1 月 30 日（月）

質問回答はホームページに掲載し個別に行わない

7. 辞退届の提出

参加意志表示後やむを得ない事情等により、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次の方法により、辞退届を提出すること。

(1) 書類提出後の辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは受けない。

提出書類 辞退届（様式 10）

(2) 提出方法

郵送または持参にて、令和 5 年 2 月 24 日（金） 16 時までには必着

(3) 提出先

交野市市民部医療保険課（交野市役所本館 1 階）

8. 審査項目及び配点等

予め定めた審査基準に則り評価を行う。

審査基準 1（一次審査項目・配点表）

審査項目	審査の視点	配点
1. 業務実績	①平成 30 年度～令和 4 年度において、同一種及び類似の業務を地方公共団体から請け負った実績はあるか	10
2. 業務実施体制	②業務を安定的に行うために十分な体制が整っているか、また保健事業にあたる担当部門の職員は過去に同一同種の業務に従事した経験はあるか	15
3. 提案内容	③国や他自治体等の動向を把握し、計画の視点や方向性について本市の特性・課題または継続的な課題を明確に示し、それらを踏まえた手法や工夫について具体的に提案できているか。	15
	④実現可能な事業の設計を行うための手法や工夫について、具体的に提案できているか。（ストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカム等の記載）	15
4. スケジュール	⑤具体的で実現可能なスケジュールとなっているか	15
5. 経費見積	⑥適正な価格による見積額が算定されているか	10
6. 個人情報 安全性	⑦事故やクレーム対応体制は整えているか	10
	⑧個人情報保護や情報セキュリティに対する取扱いについて、管理体制等、安全管理に優れているか	10

審査基準 2（二次審査項目・配点表）

審査項目	審査の視点	配点
1. 利用促進の工夫	効果的な利用勧奨 ①パンフレット、電話勧奨等において対象者を指導の利用につながる工夫がなされているか	10

	脱落防止対策	②利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させない工夫がなされているか	10
2. 支援方法	使用教材等	③使用教材、ツール、アプリ等において、対象者の生活習慣を変化させる工夫がなされているか	10
	指導方法	④指導方法において、対象者の特性に合わせた指導がなされているか	10
		⑤支援終了後の行動継続につながる工夫がなされているか	10
3. 報告・効果検証		⑥市が活用しやすい形式で報告がなされているか	10
		⑦得られた数値等から効果的な分析資料が提出できるか	10
		⑧事業の効果検証及び検証方法、課題は明確化であり、次期年度に反映可能な内容か	10
4. 事業者の評価	説明力	⑨企画提案書の内容をよく補完して説明しているか	5
	知識力	⑩質疑応答への回答は的確であるか	5
	コミュニケーション力	⑪説明がわかりやすく、冷静に議論ができ、意志疎通が容易であるか	5
	連絡体制	⑫事業を円滑に進められるように迅速に連絡が取れる体制が整えているか	5

9. 契約候補者の選定方法

委託事業者選考にあたっては、市職員で構成する「交野市国民健康保険の保健指導事業等及び交野市後期高齢者医療保険の保健指導事業等の業務委託事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）」において、一次審査（書類選考）及び二次審査（プレゼンテーション等）を受け、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。

(1) 審査の手順

① 一次審査（書類審査）

提出された提案書をもとに審査基準1「一次審査項目・配点表」に基づいて審査を行う。各委員の評価点の合計を総合評価点とし、審査員の評価した評価点の平均が60点を最低基準とし、最低基準に満たない場合は選外とする。3者を超える申し込みがあった場合は、3者に決定し二次審査通知をする。審査の結果、いずれの企画提案者も不十分と判断される場合には選定を行わないことがある。また、業者選定の結果、すべての業者が最低基準に満たない場合は、再度公募を実施する。

評価経過等に関する問い合わせには応じることはできない。

審査の結果は令和5年3月1日（水）に電子メールにて通知する。

② 二次審査（プレゼンテーション等）

企画提案者は、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションと質疑の終了後、審査基準2「二次審査項目・配点表」に基づき審査を行う。各委員の評価点の合計を総合評価点とし、審査員の評価した評価点の平均が60点を最低基準とし、最低基準に満たない場合は選外とする。

(ア) 実施日

令和5年3月22日（水）もしくは3月24日（金）

(イ) 実施場所

交野市役所（開始時間・場所等の詳細は、提案者に別途通知する。）

(ウ) 時間

A) 事業名①～③

1者につき25分を割り当てる。

・プレゼンテーション15分・質疑・応答10分

B) 事業名④⑤

1者につき45分を割り当てる。

・プレゼンテーション30分

・質疑・応答15分

(エ) 内容

プレゼンテーションは前項5.応募手続き等より(1)企画提案書等の提出②に記載した書類（f.～1.）について、提出のあった企画提案書等に基づき行うものとし、資料の追加配布は認めない。

(オ) 機材等

プレゼンテーションで必要となることが考えられる機材について、電源、スクリーンは本市で用意する。その他必要となる機器（パソコン、プロジェクター、その他）は提案者で準備すること。なお機器の使用の有無は任意であり、それを条件とするものではない。使用する場合は事前に申し出ること。

(カ) 説明者（出席者）

補助者を含めて3名までとする

(2) 審査（選定）結果

審査基準1及び審査基準2に基づき選定委員会において選考する。

一次審査、二次審査における各委員の総合評価点の合計で、最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。

最高得点の者が同点で2者以上ある場合は、審査基準1の審査項目「提案内容」の得点が高い事業者、審査基準1の審査項目「提案内容」の得点も同点である場合は、審査基準2の審査項目「支援方法」の得点が高い事業者から順に候補者とし、次に次点者を選定する。

(3) 最終審査結果通知

審査結果は、プレゼンテーションを実施した企画提案者に対し、選定委員会において優先交渉権者を決定後、参加申込書に記載された連絡先へ電子メール及び郵送にて令和5年3月27日（月）に通知する。

10. 契約

- (1) 優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ、令和5年3月31日（金）までに本市において詳細調査を行い本市と協議する。
- (2) 協議が整った場合、提案上限額の範囲内で、本市と委託契約を締結することとする。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行う。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する各資料とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、市と提案者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- (4) 企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等については、一部情報公開の対象となる場合がある。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。
 - ① 「3. 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合。
 - ② 提出書類が提出期限後に到着した場合。
 - ③ 必要な書類が揃っていない場合。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - ⑤ 見積書が見積限度額を超える場合。
 - ⑥ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合。
 - ⑦ 談合その他不正行為があった場合。
- (5) 本業務の受託事業者は業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。業務の一部(主要部分を除く)を第三者に再委託する場合は、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。また、事前に再委託する業務及び再委託先等を本市に書面で提出し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託事業者が負うこととする。
- (6) 参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、本業務の手續におけるその後の手續に参加することができなくなる場合がある。
- (7) 優先交渉権者通知後において、資格要件を満たさなくなった場合は、契約交渉権

が取り消される場合がある。

(8) その他、不明な点は「12. 問合せ先・提出先」まで問い合わせること。

12. 問合せ先・提出先

交野市市民部医療保険課 保健事業係

〒576-8501 交野市私部 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 072-892-0121

FAX : 072-895-2102

E-Mail : hoken@city.katano.osaka.jp